

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成31年4月12日（平成31年（独個）諮問第20号）

答申日：令和元年7月3日（令和元年度（独個）答申第14号）

事件名：本人に係る「特定調査結果報告書」の作成に利用された保有個人情報の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報12（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月14日付け特定高専総第20号により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、開示請求した情報について開示又は不開示処分を行うことを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

原処分により開示及び不開示処分とした情報は開示請求情報と異なる。

(2) 意見書（資料は省略）

保有個人情報開示請求は、法12条、何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる、から始まる。

法5条には独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとある。保有個人情報には、その取得に偽りその他不正の手段がないことを証明する情報が含まれていなければならない。

「特定調査結果報告書」が偽りその他不正の手段により作成されたものでないことを証明するには、調査開始時点で保有していた以下の情報を開示情報に追加する必要がある。

「成績伝票」、「配点表」、「学生から疑義が提起」、「教務委員会の調査により当時の本校の成績評価ルールに則っていなかった」、「教

務主事，同学科の学科長及び校長から当人にやり直しを命じた」，「校長は，当人に学年末成績評価をやらせることは困難と判断し，学科長の責任において成績評価をやらせるよう指示」

別紙資料一覧（資料）が残存資料のようであるが，ここには配点表を除く上記情報が存在しない。

成績伝票と配点表について補足する。調査した成績は審査請求人の評価成績と異なる。成績伝票がどちらであるかは調査の原点に係る。配点表（資料）は見てわかるように慌てて作成し，資料も訂正も基情報を確認できない校長室で，行ったものである。この後，きちんと訂正したものを特定個人Aに提出している。この提出した配点表が別紙資料一覧に存在しない。

「特定調査結果報告書」の保有がある機構はすべてを確認できるので，これ以上の説明は不要である。

（以下，略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は，元機構特定高等専門学校（特定高専）教員で，特定年度において，特定クラスAの特定科目及び特定クラスBの特定科目等の授業を担当していた。（略）について，特定高専校長は，審査請求人が提出した（略）に疑問が生じたため，（略）の説明を求めたが，明確な返答をせず，その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開，勤務命令に従わない言動，特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため，特定年月日A諭旨解雇処分となり，特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は，これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立，損害賠償請求訴訟，個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟，公表情報の虚偽認定請求訴訟等を起こしているがすべて，裁判において敗訴となっている。

これらは，すべて懲戒処分に端を発したものであり，本請求もその一端である。

2 開示請求に係る保有個人情報の名称等

別紙の2のとおり。

3 開示決定の妥当性

審査請求人は，審査請求の趣旨において，「開示請求した情報について開示または不開示処分を行う。」とし，理由では「特定高専総第20号により開示及び不開示処分とした情報は開示請求情報と異なる。」と主張している。しかし，審査請求人が提出した保有個人情報開示請求書の1. 開示する保有個人情報の名称等には，「特定調査結果報告書」の作成に利

用された請求者についての保有個人情報」との記載があったため、請求の内容に基づき、特定高専で保有している保有個人情報を適正に判断した上で請求に沿った文書を特定し、開示決定を行ったものである。

以上のことから、本審査請求は、失当である。

なお、保有個人情報開示決定通知書は審査請求人に郵送したが、審査請求人から、保有個人情報の開示の実施方法等申出書の提出がなかったため、開示の実施は行っていない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月21日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月10日 審議
- ⑤ 同年7月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、一部開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象保有個人情報は本件請求保有個人情報と異なるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、原処分において本件対象保有個人情報を特定した理由について、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 請求保有個人情報1は、特定年度の間試験成績から学年末成績の認定までの経緯に関する保有個人情報であると解し、関係教員からの報告文書である文書1ないし文書7に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

イ 請求保有個人情報2は、特定年度の間試験成績から学年末成績の認定までの経緯に関する保有個人情報であると解し、関係教員からの報告文書である文書1ないし文書6及び文書8並びに審査請求人が作成した文書9に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

ウ 請求保有個人情報3は、特定年度に教務主事が行った学級担任に対

する事情聴取に関して、当時の関係者が作成した文書に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1、教務委員会成績担当主事補の報告書である文書 5、特定クラス A 担任の報告書である文書 6 及び特定クラス B 担任の報告書である文書 8 に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

エ 請求保有個人情報 4 は、特定年度当時の審査請求人とその所属学科の状況が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1、特定学科長の報告書である文書 2 及び文書 4 に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

オ 請求保有個人情報 5 は、特定年度当時の審査請求人の状況が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1 及び特定学科長の報告書である文書 4 に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

カ 請求保有個人情報 6 は、校長が審査請求人に説明を求めた事実内容が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1、特定学科長の報告書である文書 2 及び文書 4 に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

キ 請求保有個人情報 7 は、当時の審査請求人の主張が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1 及び審査請求人の主張を記した文書 10 に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

ク 請求保有個人情報 8 は、当時の審査請求人の言動及び状況が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1、審査請求人の所属学科長として特定学科長が取りまとめた報告書である文書 4、当時の教務委員会成績担当主事補が状況を取りまとめた文書 5 並びに審査請求人の主張を記した文書 10 及び文書 11 に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

ケ 請求保有個人情報 9 は、当時の教務委員会の対応が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1、審査請求人の所属学科長として教務関係についても特定学科長が取りまとめた報告書である文書 4、当時の教務委員会成績担当主事補が状況を取りまとめた文書 5 並びに審査請求人の主張を記した文書 9 に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

コ 請求保有個人情報 10 は、当時の審査請求人の所属学科である特定学科の対応が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書 1、審査請求人の所属学科長として特定学科長が学科内の状況を取りまとめた報告書である文書 4、当時

の教務委員会成績担当主事補が状況を取りまとめた文書5及び所属学科の教務委員が学科内の状況を報告した文書7に記録されている保有個人情報を特定し、一部開示決定した。

サ 請求保有個人情報11は、当時の教務委員会の対応及び審査請求人の主張が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書1及び審査請求人の主張を記した文書11に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

シ 請求保有個人情報12は、当時の特定高専及び教務委員会等の対応及び審査請求人の主張内容等が分かる資料に記録された保有個人情報であると解し、教務主事の報告書である文書1及び審査請求人の主張を記した文書10に記録されている保有個人情報を特定し、開示決定した。

(2) また、審査請求人は、意見書において、①「成績伝票」、②「配点表」、③「学生から疑義が提起」、④「教務委員会の調査により当時の本校の成績評価ルールに則っていなかった」、⑤「教務主事、同学科の学科長及び校長から当人にやり直しを命じた」及び⑥「校長は、当人に学年末成績評価をやらせることは困難と判断し、学科長の責任において成績評価をやらせるよう指示」の6件の保有個人情報を本件対象保有個人情報に追加するよう求めていると解されるところ、当審査会事務局職員をして、審査請求人の当該意見について、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記①及び②に係る保有個人情報は文書1に、上記③に係る保有個人情報は文書1、文書2、文書4ないし文書6及び文書8に、上記④に係る保有個人情報は文書1、文書4、文書5及び文書11に、上記⑤に係る保有個人情報は文書1、文書2、文書5及び文書11に、上記⑥に係る保有個人情報は文書1、文書2及び文書5に、それぞれ記録されていることから、上記①ないし⑥に係る保有個人情報は、原処分において開示済みである。

(3) 当審査会において、諮問庁から「特定調査結果報告書」の提示を受け、諮問書に添付された文書1ないし文書11と照らし合わせて確認したところ、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、機構において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

「特定調査結果報告書」（報告書）の以下（１）～（１２）の作成に利用された審査請求人についての保有個人情報。

審査請求人以外により取得された保有個人情報は、保有情報の取得者及び取得年月日の情報を含む。

（１）「第１ はじめに １ 調査事項」（請求保有個人情報１）

調査確認とは、調査確認対象の情報に信頼性がないことを理解していたことを意味する。特定年月調査確認前の調査事項の情報。

（２）～（１２）は、報告書のそれぞれの部分の作成に利用された情報のみの開示で良い。

（２）「第２ 事実関係 １ 事実関係の概要 （２）当人及び本校の対応」（請求保有個人情報２）

（３）「第３ 教務主事及び教務委員会の初期対応の調査確認 １ 学級担任からの事情聴取」（請求保有個人情報３）

（４）「第３ 教務主事及び教務委員会の初期対応の調査確認 ２ 当人と所属学科との調整」（請求保有個人情報４）

（５）「第４ 本事案に係る当人の対応の調査確認 １ 学生からの疑義に対する当人の態度」（請求保有個人情報５）

（６）「第４ 本事案に係る当人の対応の調査確認 ２ 当人からの成績評価方法に係る事情聴取」（請求保有個人情報６）

（７）「第４ 本事案に係る当人の対応の調査確認 ４ 教務主事，学科長，校長からの指示，命令に対する当人の対応の調査確認 （１）当人の主張内容」（請求保有個人情報７）

（８）「第４ 本事案に係る当人の対応の調査確認 ４ 教務主事，学科長，校長からの指示，命令に対する当人の対応の調査確認 （２）当人の言動」（請求保有個人情報８）

（９）「第５ 当人の対応を踏まえた本校の対応の調査確認 １ 教務委員会の対応」（請求保有個人情報９）

（１０）「第５ 当人の対応を踏まえた本校の対応の調査確認 ２ 当人の所属学科の」（請求保有個人情報１０）

（１１）「第６ 調査結果に対する当WGとしての見解（結論） （１）「定期試験の素点に「授業において行う実験の点数」を加算するという主張」（請求保有個人情報１１）

（１２）「第６ 調査結果に対する当WGとしての見解（結論） （２）授業担当者以外の者が評価した成績は、正当とは認められないという主張」（請求保有個人情報１２）

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1 特定年月日C付け特定個人Bの特定年度の成績評価等に関する対処について
- 文書2 特定年月日D No. 1・特定科目後期中間試験の返却答案の点数と教務からの成績点との不一致学生⇒担任⇒教務主事
- 文書3 特定年月日E No. 2・追伸
- 文書4 特定年月日F特定個人Bの行動に対する特定学科の経過報告
- 文書5 特定年月日G特定個人Bの特定年度学年成績の処理について
- 文書6 特定年月日H受け特定年度学年成績等の処理について
- 文書7 特定年月日I特定学科特定個人C 特定年度成績評価の経緯
- 文書8 特定年月日J特定年度 学生の成績評価に関する問題について
- 文書9 特定年月日・時刻 特定個人A様
- 文書10 特定年月日K 特定個人A様
- 文書11 特定月日後期中間試験伝票再提出のお願い他。